

# 新・右京区まちづくり支援制度

## 平成24年度「地域力向上枠」募集のご案内

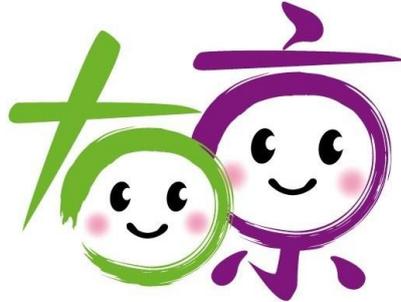
平成22年度支援事業

女子学生と区民がつくるエコタウン



平成23年度支援事業

第11回嵯峨中パレード



住みよい右京のまちをつくるのはあなた！  
区民主体でのまちづくり活動を資金面でサポートします！



平成23年度支援事業

第10回西院 MUSICFESTIVAL2011



平成22年度支援事業

親と子のコミュニケーションスペースびっころたいむ♪



平成22年度支援事業

京北・「藁(わら)つと納豆」伝承プロジェクト

### 地域力向上枠について

区民の皆様の自発的・主体的なまちづくり活動を支援する助成金を交付します。

地域コミュニティの活性化や地域課題の解決等、まちづくり活動をやってみたいけど資金が足りない、活動の幅を広げたい。そんな思いをお持ちの団体・グループの方に、ぜひ活用いただきたい支援枠です。

### 応募期間

平成24年4月11日(水)～5月31日(木) 必着

## 京都市 右京区役所 地域力推進室(企画担当)

〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12番地

TEL: 861-1784 FAX: 872-5048

Eメール: ukyo@city.kyoto.jp

<http://www.city.kyoto.lg.jp/ukyo/>

## 「地域力向上枠」について

### 1 対象となる事業

平成24年度（平成24年4月から25年3月まで）に右京区内で実施する、次のいずれかに該当する事業です。

- (1) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (2) 地域の課題の解決に向けた事業
- (3) 自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

区民の皆様が自ら企画・運営し、だれでも参加できる活動で、福祉、環境、子育て、安心安全、交通、観光、文化など、地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、平成24年6月末までに完了する事業や、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている事業、営利活動及び宗教的・政治的な活動を目的とする事業は対象となりません。

### 2 対象となる団体

右京区内の身近な地域で活動を行う団体・グループです。



平成19年度～20年度支援事業の愛宕古道街道灯しは、平成23年度も継続して事業が実施されています。

### 3 支援内容

支援の対象となる経費の50%以内の額で上限は50万円です。

ただし、選考のうえ、特に公益性が高いとみとめられる事業についてはさらに交付率を加算し、最大で75%の支援を受けられる可能性があります。また、2年間を限度に支援することがあります。

その他、市民しんぶん右京区版に活動状況等を掲載したり、6月開催予定の右京区まちづくり区民会議に参加し、活動メンバーを募集できる場合があります。

### 4 選考方法

応募された団体・グループは、平成24年6月中旬の平日（午後6時頃から）に開催予定の選考会に出席し、事業計画について説明していただきます。この選考会の結果を踏まえて支援する事業を決定します。

### 5 支援事業数

応募事業の中から選考して、5事業程度に支援する予定です。

### 6 応募方法

右京区役所、嵯峨・高雄・宕陰・京北の各出張所等で配布する用紙（右京区役所ホームページからもダウンロードできます）にご記入のうえ、右京区役所地域力推進室（企画担当）に提出してください（持参、郵送、FAX、Eメール可）。

提出書類：申請書、計画書、予算書、活動状況紹介書、役員名簿、団体規約等

### 7 事業終了後の手続き

事業終了後、1ヶ月以内に所定の報告書を提出していただくとともに、公開の活動報告会（平成25年3月頃開催予定）で事業の成果を発表していただきます。

## ここが知りたい！まちづくり支援制度Q & A～地域力向上枠編～

### Q 1 どうしてこのような支援をするのですか？

A 「自分の住むまちを暮らしやすく、魅力あふれるまちにしたい」という思いは、だれもが持っているのではないのでしょうか。この「地域力向上枠」は、そうした思いから生まれた区民の皆様による様々な活動を応援しようとする制度枠です。

地域の皆様で話し合い、行動することによって、地域での人々のつながりやまちに対する愛着が生まれ、魅力あるまちづくりにつながっていくはずです。

### Q 2 どのような支援が受けられるのですか？

A まちづくり活動の経費の一部（詳細はQ 6～7）を支援します。また、市民しんぶん右京区版を活用した広報や、ポスター、チラシの区役所への設置により、事業の紹介や参加者募集などの広報を支援します。

その他、活動メンバーを募りたい場合は、6月開催予定の右京区まちづくり区民会議（※）に参加し、募集できる場合があります。

（※京都市右京区基本計画 2020「右京かがやきプラン」の推進組織。「オール右京」でのまちづくりを目指し、自治会連合会をはじめ、各種団体やNPOなどの市民活動団体、学校、大学、企業、行政等、多様な74団体と学識経験者・公募委員等で構成）

### Q 3 だれが申し込んでもいいのですか？

A ご近所同士や町内会、サークル、小学校区をはじめとした身近な地域の皆さんにより結成され、活動している、または、これから活動しようとする団体・グループが対象です。活動する地域が右京区内であれば、区内に居住されていない方が団体・グループに加入されていてもかまいません。

### Q 4 これまでどのような活動が支援されてきたのですか？

A 学生が京北地域の食文化や歴史について研究する事業、子育て中のお母さん達に集う場を提供し、地域の子育てを支援する事業、音楽を通じて、若い世代の人達が地域参加できるきっかけづくりをする事業等を支援してきました。これまでの支援活動の詳細は、ホームページからご覧いただけます。

（「右京区役所まちづくり支援制度」で検索してみてください。）

平成 23 年度支援事業  
音楽広場『はあもに～』



### Q 5 自己資金は必要ですか？

A 自己資金は必要です。支援は、まちづくり活動に要する経費（支援の対象となる経費）の50%以内で上限は50万円です。自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

### Q 6 まちづくり活動の経費とはどのようなものですか？

A まちづくり活動の経費としては、会議費（会場借料）、事務的経費（資料作成費・消耗品費・郵便料金）、講師謝礼、材料費などが考えられます。ただし、支援の対象とならない経費（詳細はQ 7）もありますので、こちらは全額自己資金で賄っていただくことになります。

### Q 7 支援の対象とならない経費とはどんなものですか？

A 人件費や活動自体の委託費、会議での飲食費や参加者記念品代（※）、団体・グループの運営に要する経費等が該当します。

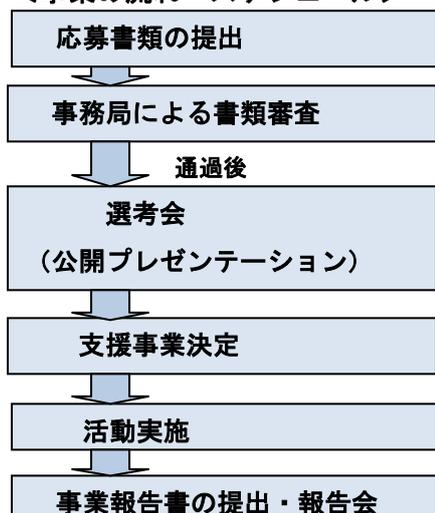
（※参加費を徴収しない事業で参加者個人が持ち帰る物品の代金など）

**Q 8** どのようにして支援事業を決めるのですか？

A ご応募いただいた事業を事務局で書類審査させていただいたうえ、通過された事業については、公開で開催する選考会で事業計画の内容について説明していただきます。この会議で選考を行い、その意見を踏まえ支援事業を決定します。選考に当たっては、応募事業の①事業内容的確性・事業効果の期待度②アイデア・モデル性③取組体制④事業計画の具体性⑤事業の継続性の5つの観点から評価を行います。

また、交付率加算を希望された事業については、前述の観点に加え、活動の成果及び効果を公益性等の観点から評価し、交付率加算の可否を決定します。

**<事業の流れ・スケジュール>**



公開プレゼンテーションによる平成 23 年度選考会の様子

**Q 9** まちづくり活動の経費の管理方法は？

A まちづくり活動の経費は、金銭出納簿などで管理を行い、責任を持って取り扱ってください。事業終了後1ヶ月以内に、所定の報告書とともに収支決算書や領収書の原本を提出していただきますが、その際に帳簿書類等の提示をお願いすることがあります。助成金は、その収支決算書を基に交付しますが、必要と認められる場合には交付額の50%以内を事前に交付することができます。

**Q 10** 2年目以降はどうなるのですか？

A 支援は1年単位で、2年目に支援を希望する場合は、再度応募していただき、審査を受けていただくこととなります。なお、3年目以降は支援できませんので、各団体・グループで財源を確保していただき、活動を継続していただくこととなります。

この制度は、区民の皆さんがまちづくり活動を行うきっかけとしての支援策ですので、会計面でもできるだけ自主運営ができるよう、初めから心がけることが大切です。



応募や応募書類で不明な点がございましたら  
お気軽にお問い合わせください。  
積極的なご応募をお待ちしています！

右京区役所地域力推進室（企画担当）TEL 861-1784

発行：右京区役所地域力推進室